

トンネル・大型カルバート点検結果

●トンネル・大型カルバート定期点検について

全ての道路管理者は、平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月より、「橋梁」、「トンネル」、及び「シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等（以下、道路附属物等）」の道路施設について、5年に1度、近接目視にて、点検を実施することとしています。

●点検等における基準

点検は、近接目視（必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用）により、5年に1回の頻度で行うこととされており、その結果については、部材単位及び施設単位で、橋梁・トンネル等の健全性の点検結果を以下の4段階に区分します。

区 分		状 態
I	健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

●トンネル点検結果について

名称	路線名	完成年次	延長 (m)	判定区分	点検年度
千股トンネル	竜門139号線	1989年	98.0	II	2021
鹿路トンネル	竜門151号線	1966年	570.0	III	2023

●大型カルバート点検結果について

名称	路線名	完成年次	延長 (m)	判定区分	点検年度
上市35号カルバート	上市35号線	1996年	75.0	II	2022